

垂水支部FAX通信 令和5年5月

組織

4月新加入者	11人
4月脱退者	9人
4月末組織数	949人(前月比 2人増)
令和4年5月末組織数	962人 13人減
兵庫土建4月末組織数	22,115人(前月比 164人減)
脱退者の内訳は	労災脱退 3人・社保 2人
	地域国保 1人・事業所退職 3人

1 報告事項

◎ 本部関係

- (1) 4月 9日(日) 第45回幹部学習会
- (2) 4月29日(土) 第94回メーデー 18人参加
- (3) 5月 7日(日) 本部青年部レクリエーション
雨天でも潮干狩りを決行しBBQも行い楽しめた

◎ 支部関係

- (1) 春の組織拡大月間 中間報告
5月 9日現在 25人 拡大
塩屋分会(3人)・垂水東分会(2人)・名谷分会(4人達成)・多聞分会(7人達成)
舞子分会(6人達成)・青年部(3人達成)

今回の拡大月間中に25人が新加入しました。3分会が目標達成し、青年部も3人の加入者を紹介してくれました。協力ありがとうございました。

今月だけで見ると11人の拡大があったのに9人の脱退者が出ています。内訳をみると労災のみの加入者が、労災がなくなると脱退した。会社の社会保険に入った。事業所を退職したなどが主な原因でした。これらは避けようのない脱退理由で一所懸命新加入者を入れても総数ではなかなか増加しない理由となっています。組合員総数を維持しつつ組織強化を図らないといけないのだと実感しました。

- (2) 4月20日(木) 労災安全対策委員会
安全パトロールを可能な限り実施したい 何か簡単な学習会を考え実施したい
労災総会は予定通り開催する 労災1泊研修会を実施予定
- (3) 2023年度健康診断 胃カメラ受診枠は残り 3人
普通健康診断は8月27日(日)・9月 3日(日)で実施予定

2 確認事項

- (1) 兵庫県技能顕功賞
推薦期間 4月1日～5月28日
名谷分会 田上 多聞分会 杉本
- (2) 神戸市優秀技能者表彰及び技能功労者表彰支部推薦受付
 - ① 神戸市優秀技能者表彰
満35歳以上55歳以下 経験 15年以上
 - ② 神戸市技能功労者表彰
満56歳以上 経験 30年以上
名谷分会 藤田

28日までもう少し時間があります。各分会で人選し推薦してください

(3) 労災第56回定期総会

と き 6月 4日(日) 14:00
ところ 支部会議室
参加者 労災加入者・五役・会計監査
簡単な懇親会を実施します

3 審議事項

◎ 支部関係

(1) 青年部総決起集会

と き 6月 9日(金) 19:00～
ところ 支部会議室

(2) 支部総会議案書討議会

と き 6月19日(月) 19:00～
ところ 垂水区文化センター・多目的ホール
参加者 五役・支部幹事・会計監査

(3) 総会の日程 分会総会は、基本的に6月18日(日)までに行ってください。

各分会	日 時	会 場
塩屋分会	6月10日(土) 19:00～	さつき 又は 西村屋
垂水東分会	6月16日(金) 19:00～	支部会議室
名谷分会	6月17日(土) 19:00～	ゆやの里
多聞分会	6月 日() 19:00～	
舞子分会	6月 日() 19:00～	
労 災	6月 4日(日) 14:00～	支部会議室
支 部	7月 2日(日) 10:00～	シーサイドホテル舞子ビラ

(4) 支部第74回定期総会

と き 7月 2日(日) 10:00～
ところ シーサイドホテル舞子ビラ神戸
参加対象者

- ・支部役員 五役6人 会計監査2人 計 8人
幹事15人 青年部2人 事務員2人 計19人
- ・分会、青年部代議員
各分会4人×5分会=20人 青年部2人 計22人
- ・来賓関係 本部 1人 神戸地区 8人
伊藤育興産 1人 議員 若干 計10人
合計 59人

6月19日(月)までに出席者を各人の交通費も含めて支部へ連絡のこと

(5) 2023年度の支部幹事の定数

各分会 3人×5分会 15人 ・青年部 3人 計18人

・必ず支部幹事会に出席できる方を選ぶこと

次年度は青年部幹事を1人増やして支部行事などの理解を深めてもらう

(6) その他

6月 1日(木)より2023年度支部五役立候補受付開始

受付期間6月1日～25日

(7) 分会会議報告と予定(特記なき場合は19時より開催)

各分会	分会長	会議報告	出席者数	会議予定	予定会場
塩屋	土居		人	5/20(土) 5/23(火)	懇親会 玉ゆら 支部会議室
垂水東	信川		人	5/19(金)	支部会議室 19:30～
名谷	喜井(直)	4/22(土)	12人	5/13(土)	支部会議室
多聞	橋元	4/22(土)	7人	5/13(土)	四役会 ロイヤルホスト
舞子	神田	4/21(金)	7人	5/19(金)	ゆずの里

支部幹事会 6月 6日(火) 議長 竹本書記次長

機関紙にも載せてもらいましたが、令和5年10月着工の解体工事や改修工事では一定条件以上でアスベストの事前調査及び調査報告が義務化されます。それらを行えるのは、「建築物石綿含有建材調査者」の有資格者でなければいけません。この資格を取るには丸二日の講習を受け、最後に試験に通る必要があります。

5月11日と12日に県連(兵庫土建の上位団体)が主催した講習会があったので私も受講し、試験を受けてきました。

講習を受けてみて思ったのは、元請けである程度の仕事量のある解体業者とリフォーム工事を請け負っている工務店や設備屋・屋根屋などは必要ですが、年に1.2回しか100万円以上の工事を請け負わない工務店や設備、電設業はとって資格を取得しても使い切れないのでは思いました。

私自身は塗装屋ですが、既存塗装の上を塗るだけの塗装工事は含まれないとのことで、個人住宅の塗り替え工事のほとんどは調査対象から外れるようです。

垂水で30人くらいの受講者があれば講習会をしてもらえますが、その人数は集まらないと思われます。調査者の資格が必要と思われる方や、こういったものかしっかりと理解しておきたい人は県連での講習会が、9月に再度開催されますのでそちらに申し込んで受講してください。

他団体では大阪まで行って土建組合より高い受講料だったなどの話も聞きました。

こういった資格についての情報や講習会も組合の重要なメリットなのでぜひ活用してください。

組織部長 門下